

當つてゐる、此外に自動車課稅の道路財政上研究すべき事は多々あるが余り細かい事になるから此邊で止めて置く。

三

上記の大勢は合衆國中央政府が全國地方道路に付て積極的態度を探つた時代の現象である。

合衆國中央政府が地方道路の改良を以て其の一政策として確定したのは世界大戰以後の事であり、一九二一年の聯邦道路法制定後最も活氣付いたのである。而して此に依つて補助計畫を定めたのは最初十六萬七千哩の改良計畫であつたが其後追加して十七萬四千哩計畫となつた、中央政府の此計畫に

伴ふて道路改良事業が氣勢を擧げてゐる事は勿論であるが此時期に上述の如く自動車課稅が發達しつゝあるのは道路財政上興味深いことであるのみならず、今春ハップ自動車コルボーレーションのチャーレス・ヘスチングス氏が發表した所によると現在の自動車數は千六百萬臺であるが一九三〇年には二千五百萬臺となる豫想である、此に依つて觀ても此の課稅が自然増加の潛勢力を持つてゐる事が分るのである。

上記の補助改良計畫が五ヶ年で完了した後更に續くべき改良時代にも有力なる財源であることが豫想されるのである。米國に於ける自動車課稅は現在重要な位置を占むるのみならず、將來益々有望なりといふことが出來よう。

街路事業の實行方法としての 地帶區劃整理と地帶收用

復興局書記官

菊 池

慎

三

都市計畫都市計畫事業及び其の執行年割は都市計畫委員會の議決を経て内務大臣之を決定し内閣の認可を受けるのである。に於て現行法令の認むる最善の手段を探ればよいのである。

るが、此の手續を履んで公定した都市計畫事業の執行は法令の範圍内に於て行政廳之に任する。行政廳は豫算の許す範圍

都市計畫事業の執行に任ずる行政廳は行政官廳が直接執行する場合（例之帝都復興事業の主要部分は内務大臣之を執行する）を除くの外、當該市長たることを原則とする。事業地が市の區域外に亘る場合に於ても執行者は少くとも法制上市長たるを原則とする。明治神宮表參道内外苑連路は市の區域外でも東京市長之を執行する。府縣知事をして執行せしめる場合又は事業地町村長をして執行せしめる場合は特に内務大臣之を指定する。東京都市計畫事業中環狀線放射線道路事業は東京府知事を執行者に指定してある。都市計畫事業の執行方法として土地區劃整理の方法に依らんとするとき所謂地帶收用に依らんとする場合には別に土地區劃整理又は建築敷地造成事業を都市計畫事業として決定する、即ち地帶收用の場合を都市計畫事業と決定するを要する。

建築敷地造成事業なる都市計畫事業の執行方法として初め地帶收用が許されるのである、然るに土地區劃整理は如何なる場合に如何なる條件の下に執行することを許されるかは論究の價値がある。

特別都市計畫法第五條以下は所謂強制的區劃整理即行政廳

の爲す區劃整理の方法を規定して居るのであるが、土地區劃整理自體が都市計畫事業たることを要件として居らない。當初草案の現行法第五條に相當する條文には『行政廳又は公共團體都市計畫事業として土地區劃整理を執行する場合』云々と規定して居つたが、法制局に於て不用意に修正したので敢て土地區劃整理自體は都市計畫事業たることを要しないと謂はなければならぬ。論者或は特別都市計畫法が都市計畫事業に非ざる土地區劃整理を規定する筋合でないから、明文の有無に拘らず都市計畫事業としてのみ區劃整理を實行し得る趣旨であると謂ふ。併し之は都市計畫法の規定する土地區劃整理の全斑を知らざる者である。組合を設けて自主的に執行する土地區劃整理は都市計畫法中に規定するけれども都市計畫でも都市計畫事業でもない。特別都市計畫法第三條第四條の規定は都市計畫又は都市計畫事業に非ざる自主的土地區劃整理にも適用されるのである。従つて何等制限を加へない第五條の強制的土地區劃整理も同様に都市計畫又は都市計畫事業たるを要しないと解するの外はない。即行政廳は任意に都市計畫事業又は單純なる道路の新設、改修事業を土地區劃整理の方法に依つて執行することを現行法は認めて居るのである。

して重要なものであること、殊に土地區割整理の設計を先づ特別都市計畫委員會の議に附して、強力なる議決機關を背景とすることが、整理委員會に茲み關係市民に對し區割整理の難事業を遂行するに有利得策であると認めたので、一切の土地區割整理を都市計畫及都市計畫事業として決定するの方針を探つたのである。

三

特別都市計畫法は所謂復興事業即焼失地域に於ける都市計畫事業の執行を容易ならしめる爲めの特別立法であるが、法制自體は東京及横濱の都市計畫に適用することになつて居る。（但し法律の明文からは此の如き制限すらも見出しえないのであるが、立法の精神上此の如く解すべきであらう。第一條

らば特別都市計畫法の利刃を活用することは此の場合最も適當の事である。舊套に拘泥し無事を旨とする弊習乃至は關係各部局の間の偏見を一掃し得たなどは、事業の簡易にして經濟的なる遂行を期するの道は特別都市計畫法を適用して土地區割整理の方法に出づるに在ること、又は少くとも此の方法の利害得失を考究して積極的に新しい試みを爲すことは關係當局者當然の職責であらうと思ふ。大體觀察からすれば沿道土地一割の無償提供の方法があるので、現在豫算中の用地費を大に節約し得るのみならず、新設擴築する大道路附近の小街路や建築敷地の整理を併せて實行し得る利益があらうと思ふ。

四

の本法に於て特別都市計畫と稱するは東京横濱に於ける都市計畫を謂ふと云ふ條文のみでは當然此の如き趣旨なりと謂ふを得ない）従つて同法を利用して強制的土地區割整理を施行し、整理委員會を設け所謂土地一割の無償提供の方法を採ることが出来る。東京府知事の震災前から引き續き執行中の環狀線放射線事業、四國道改修事業、神奈川縣知事の國縣道改修事業の如き直に土地區割整理の方法を活用する途が存するのである。相當に創意あり實力あり且關係上司に於て相當の理解ある。就中區割整理の方法に依る場合の二案に關し復興院幹部

中有力なる意見の分立を見たのである。其の結果、當初復興院議は寧ろ計畫街路沿線の地帶整理の方針に決せんとしたのである。大正十二年十一月一日開會帝都復興院參與會の提案には土地區劃整理に付て、建築敷地にして宅地としての利用完からざるものに對しては土地區帶の整理を遂げ必要に依り街路と併せ行ひ所在地域の性質に適從する所あらしめんと欲す」とある。進んで評議會の諮詢案（十一月十五日）に依ると「街路の新設又は擴築に因り建築敷地としての利用完からざるもの生じたるとき、其の他土地の情況に依り必要あるものに付ては土地區劃整理を行ふものとす」とある。之に對して評議會は『土地の利用の増進を圖り、保安衛生上の支障を少からしめむるが爲燒失區域全體に亘り土地區劃整理を徹底的に行ふること、但道路公園其の他公用に供する爲土地區劃整理、關係上土地の約一割を無償提供せしむること』と云ふ意見を答申したので、院議は燒失地域全體に區劃整理を施行することに確定した。尙十一月二十四日開會の帝都復興評議會諮詢案には『街路又は運河の類の施設に因り建築敷地としての利用の完からざるもの生じたるとき其の他土地の情況に依り必要あるものに付ては土地區劃整理を行ふ』となつて居る。唯之と共に評議會の答申を添へて審議會に説明したの

で政府は評議會の意見に従ふの方針を明にした筈であつた。審議會は『市街宅地割の整理は東京横濱兩市の自治體に一任すること、土地整理は強制的に之を一時に實施せんとする場合に幾多の紛糾を來す虞あり、又土地所有者の任意的協定は容易ならざるべし、されば寧ろ自治體をして其の事に當らしめ所在土地の所有者との協定に委せしむる方穩當なりと認めたるか故なり』と云ふ意見であつた。併し苟も區劃整理を施行する以上街路事業と切り離すを得ないのみならず、自治體をして實行せしめて好結果を擧ぐべき見込がないので、政府は國に於て執行するの方針を以て臨時議會に薦んだ。衆議院は之に對し國は唯幹線街路事業と併せて沿線地帶的百萬坪を整理し、其の他の地域は自治體又は地主組合の施行に任せしと云ふ趣旨の修正を加へた。然るに地帶區劃整理の實行は不徹底であるのみならず、燒失地域全體の區劃整理を爲す以上地帶整理は適當でないので、依然當初計畫の實質を改めず、燒失地域全體を適宜國と市で分擔し國は十五地區市は五十一地區を整理することに廟議を定め解散後の臨時議會は右の方針に基く追加豫算を可決した。

如上の經偉を経て焼失地域全體の大集園區劃整理の方針が確立して、地帶整理案は遂に具體化するに至らなかつた。併し一般の街路事業に伴ふ區劃整理を執行するに當つて集園整理と地帶整理の利害得失事業進捗如何に付ては尙相當に考慮の餘地がある。全地域整理集團整理は純理として徹底的であり望ましいのであるが、實行の困難と時日との遷延は免がれ難い事である。農耕地整理ですらも五年を要することは常例である。一萬坪以内の英國大都市の不衛生地區整理事業も完成迄に七年乃至十年を要して促進の議論がやかましいと云ふ（田園都市及都市計畫誌大正十四年二月號）古今東西類例を見ない帝都復興事業の區劃整理の遷延は何人を局に當らしめるも或程度迄は免かるべからざる數である。併し復興の完成には區劃整理の必要がある、復興の第一線に立つべき街路沿道營業者の居住營業所を失はしめることは復興の本旨に反し公益上忍び難い。然る上は區劃整理の實益を收めて而も之を促進すべき方法として地帶整理の方法に付て相當考究すべき價值があつたと思はれるのである。

街路の新設擴築に付て土地區劃整理の方法に依ることは東

京濱横以外に於ても實行の途があるので、即震災前東京に於て新宿淺草の火災跡地の土地區劃整理を都市計畫事業として執行した先例を擴張し、街路事業を包含する土地區劃整理を實行すればよいのである、此場合に於て法理上土地一割でなく所要公共用地は何割でも無償提供せしめることが出来る譯である。尤も實行上不穩當と認めるならば一割以上に付ては補償することにしてよい。或は一切の宅地減少に對して、補償する原則を探つて、一方に於て補償金に相當する額を受益者負擔として整理後の換地評價額及清算額に應じて負擔せしめること、してよい。創意ある新進氣銳の土木行政當局者は宜しく街路事業と區劃整理事業との合併、區劃整理の方法の活用に付て實行の方法を考究すべきである。土木行政の新天地は自然に開かれるのである、進んで現行法規の不備を補正することも敢て困難ではない。

區劃整理の方法に依ると土地收用の方法に依るとの利害得失を一言すれば區劃整理の場合には沿道居住者に附近地に換地を與へることが出来る、沿道建築敷地の形狀面積を整理することが出来る、用地費を節約し移轉料營業補償等を要しない、用地補償をする場合にも高價な沿道地價に依らず平均地價に依ることが出来る等の爲經濟を節約する利益がある。之

に對して土地收用の方法は區劃整理の如く複雑でなく實行簡單であつて時日を遷延する虞が少い。受益者負擔制度の活用

に依つて收入を圖れば、經濟關係に付ても必ずしも區劃整理に劣らないと云ふ諸點であらう。併し之を大局から見て行政の發達實行上の經驗を重ねて行く上は區劃整理の方法を活用することが、正に進歩的行政當局の探るべき所たることは疑を容れないと思ふ。關係當局者は如何にして簡単に迅速に區劃整理を支障なく運用するかの具體案を考究することが焦眉の急務である。地帶的區劃整理に付ては地帶收用の場合と同様整理施行地區の限界を定めるに付て困難を覺える場合があらう。道路の兩側に於て新設すべき道路幅員又は擴築すべき部分の幅員の五倍の地域とすれば道路用地は宅地面積の一割となる譯である、唯地物街廓等の關係で適當の限界を定め難いこともあらう。就中從來の街廓が新設擴築すべき街廓と併行的に配置してある場合は好都合であるが、然らざるときは相當考慮をする、尙片側擴築の場合に於て反對側の區劃整理を施行する理由及必要の乏しい場合もある、此の場合には受益者負擔制度を活用して公平を維持すべきである。右の如き考慮の下に地區の決定を爲した後は一瀉千里整理事業の遂行は敢て困難でないと思はれる。

七

地帶收用は名古屋大阪に於て實行し又は實行せられんとして居ると云ふことであるが、其の成績如何は未だ聞くを得ない。東京に於ける地帶收用は問題となつた丈けで實行に至らないが、地帶收用の根本問題に付て興味ある材料が多いから現在及將來の参考に資する爲引用する。大正七年十一月七日東京市區改正委員會は電氣事業經濟を以て銀座通に併行する所謂中通線（復興計畫第一號幹線は此の中通線に代つたものである）開通の諮詢案に對する答申に際し左の通意見を決議した。
道路擴築の爲土地を收用する場合に於ては道路用地の連接地をも併せて收用することを得せしめ、舊沿道土地家屋所有者の利益を相當保護するの法規を制定せられむことを望む。

其の後現行都市計畫法は地帶收用を認むるの規定を置いた。

次で大正九年十二月二十日都市計畫街路事業の議定に際し、都市計畫東京地方委員會は所謂横町線の開通に地帶收用を斷行すべしとする左の希望條件を議定した。

廣路第一日本橋區上横町より京橋區松屋通に至る路線の沿

道地は東京停車場東口開設に伴ひ、商業の中心地並商店地區として最重要のものなるに拘らず、現在の儘放任するに於ては建築敷地としての利用を完ふすること難く、廣路新設の趣旨薄弱となるの虞あり、依て當局に於ては兩側に建築敷地として適當の地帶を併せ收用する土地區劃整理執行案を作成し、速に本委員會に附議せられむことを望む。但し地帶收用に際し建築敷地與行の關係上必要あるに於ては本路線の設計に些少の變更を生ずることあるも已むを得ざるものと認む。

次で大正十年四月十五日都市計畫中央委員會は左の通内務大臣に建議した。

日本橋區上横町より京橋區松屋町に至る新設廣路の沿道地は將來東京停車場東口開設に伴ひ商業の中心地並商店地區として最重要のものなるを以て、建築敷地としての利用を完ふする爲且事業執行に要する費用を助成する爲其の兩側に建築敷地として適當の地帶を併せ收用し土地區劃整理を執行せられんことを望む。

茲に於て内務省都市計畫課（都市計畫局）は銳意横町線地帶收用の實行案を考究し成案を得て大正十一年四月十一日山縣市計畫課長から後藤東京市長に左の通依命照會を發した。

東京都市計畫事業街路の部中廣路第一日本橋區上横町二十一番地より通四丁目及楓川新架橋を經て松屋町一丁目三番地々先東京市區改正設計第三等線に接續するの路線に對する沿道地の地帶收用土地區劃整理の執行に關し、都市計畫中央委員會は大正九年十二月二十日希望條件を議定し、都市計畫中央委員會は大正十年四月十五日建議を議定し孰れも各會長より内務大臣へ報告並建議ありたるを以て、爾來夫々調査を遂げ候に付不日都市計畫委員會へ附議の見込に候處本件に對する貴職の御意見詳細承知致度然るに後藤東京市長は大正十一年十二月二十八日調申第一五號を以て左の通地帶收用に不同意の旨を回答したので横町線地帶收用は行き難みの狀態になり、遂に震災前街路事業に着手するに至らなかつた。此の回答文には地帶收用の根本に關する諸般の論點を包含して居つて、將來に於ける地帶收用問題に參照すべき重要な行政例である。

本年四月十一日附發都第二二號を以て都市計畫課長より御照會越相成候標記の件は當時御示の通都市計畫委員會の議定に係る希望條件も有之、同課長より不日都市計畫委員會

へ御附議可相成御見込の趣御沙汰の次第も有之、本市に探りては頗る重要な事案と存じ實地に就きて篤と調査を遂げ候處、一個の参考案としては一應別紙の如き計畫案も調査致候へ共、其の實施上に付熟慮するに本件地帶收用の淵源たる東京都市計畫事業廣路第一の計畫は其の決定を見る迄に數次の沿革を経たるは今更申す迄もなき次第に有之、若し當初御計畫相成候原案通幅員十八間として確定致候は、殘存地は一帶に一宅地として利用するを得ざる關係明白と存候に付き、土地區劃整理の必要上地帶收用を試むるの必要可有之哉に被存候へ共、確定設計に在りては幅員二十八間と相成候結果、松屋町より龜島橋に至るの區間を除くの外は、在來道路の中間に介する建築敷地の全部を擧げて道路敷に供用するの關係上在來道路に面する既成市街の表地は直に擴築せらるべき道路の表地と相成、街角の如き特殊の場合を除く外不適當なる建築敷地を生ずるの憂無之、強て區劃整理を爲すの必要無之、隨て地帶收用を施行せざるべからざるの理由に乏しきものと存せられ候。既に土地區劃整理の必要なき以上は在來道路は幅員狹少なりし爲假令之に面する建築物中には新設廣路に面するものとしては低に過ぐるもの少しとせざるものに處する方法は自ら他に

求むべきものにして、建築物改良の問題の爲に地帶收用を施行するの穩當ならざるは申す迄もなきことかと被存候。而して此等は該廣路新設の際に於て自ら達成せらるゝに至るべきは從來の市區改正に於て屢々見る所に有之候。前掲松屋町龜島橋間に道路の新設をする部分に於ては却て區劃整理を必要とする爲地帶收用に依り得べくは之を斷行するを可とするの觀も有之候へ共、此の區間に於ける土地の所有權歸屬關係より察するに概ね道路の新設に伴ひ相當の建築敷地を造成し得らるべくと被存候間、是亦地帶收用を斷行すべきに非ざる儀と被存候。

尙本件に付ては一面に於て前記廣路第一の事業執行に要する費用助成の一手段とも可相成哉の説も有之候へ共、地帶收用を以て事業費の財源とすべきに非ざるは勿論、此地帶は既に市内有數の商業地區として發達致居候のみならず既に二十八間道路開設の計畫決定を見たるに依り一帶に地價を騰貴せしめたる關係上、本件地帶收用に依る土地區劃整理の結果は前記廣路第一の擴築事業費に對する沿道受益者負擔金の比率を超えて益金を擧げる見込も無之、加之大約參千萬圓内外（規模の如何に依り異なるも）の鉅費を要すべき本件地帶收用は既定都市計畫事業すら其の財源に窮

し財政計畫を樹て得ざる今日に在りては、起債關係よりするも企て兼候事情も有之候間、都市計畫委員會へ御附議の儀は御見合被下度、別紙調書御参考迄に高覽に供すると共に本件調査の經過と卑職の所見とを卒直に開陳致し本件は特に御見合被下度此段御回答旁願上候也。

尙本件は頗る重要な事案と存じ候爲意外に調査に日予を要し再三の御照會相受候事は誠に恐縮に有之此段併て御諒承を仰上候。

九

復興事業に於て寺院及墓地が耕地整理法第四十三條の規定ある爲土地區割整理施行地區編入に同意しないので、重要な街路沿線の建築敷地に適當なる大きさ及形狀を有せざる殘地を生ぜしめ、或は沿道商店敷地を全滅せしめて寺院又は墓地が街路に直接する様になる、仍つて此の如き状況に在る寺院及墓地の地帶收用案を考究し、復興豫算を以て地帶收用を斷行すべき具體案を作成したのであつたが、復興局の地帶收用の決意と共に地區編入に同意を満す寺院及墓地關係者は相當反省するに至つた。其の結果別途多年の懸案たる國有境内地拂下の問題と併せて解決するに於ては地区編入に異存なしと

する形勢を見るに至つたので、單行法律を大正十四年春議に提出して地区編入問題を解決し、地帶收用案は廢案とした。地帶收用の制度は英佛白諸國を除く外未だ試験時代を脱しないと米人カッシュマンが謂ふ程であるので、我國に於て未だ十分に實施を見るに至らないことは異とするに足らない。進歩的な米國都市當局者も地帶收用の斷行には米國特有の憲法違反論の手前もあり用心に用心を重ねて居る。併し都市計畫事業實行の方法として土地區割整理と共に關係者の精緻周到なる研究調査に倣ひする問題である。更に吾人の見る所を以てすれば地帶區割整理と地帶收用とは極めて密接なる關係を有するものである。一體都市計畫法施行令第二十二條が地帶收用は土地區割整理を施行する必要ある場合に限り之を爲すことを得とする趣旨を規定して居るのは立法論として當否頗る疑はしい。單に土地區割整理を爲す丈ならば收用を爲さずとも出来る。土地の交換分合形質の變更區割の整理は收用を爲さずとも強制的に區割整理を實行すれば其の目的を達し得る。尤土地區割整理の場合には現在の土地の區分に制せられ、過小なる宅地を併合するに困難を感じ、過小なる宅

地にも換地を與へ様とする實際上の困難はあるが、換地處分は其の街路に應じて適當なる大き形狀を有しない宅地は之を適當に併合し、適當なる大き形狀を有する換地のみを交付するの道があり、且市街地區劃整理の換地設計は一定面積未満の土地には換地を交付しない、或は他の同様の土地と合併して共有關係を生ぜしめると云ふが如き方針を探ることは當然の原則であるので、地帶收用と區劃整理を結び付ける現行制度の理由は薄弱である。或は右の制限は街路の新設擴築、殘地の處分の爲にする收用權と見る思想がある。復興計畫の當初に於て建築敷地としての利用完からざるものを作りたるとき、區劃整理を施行すると云ふ思想乃至後藤市長が横町線の場合に残地を生じないから地帶收用を爲さずとする理由を考慮すべきである。所が殘地整理の爲には當初の復興計畫の通區劃整理を以てしても其の目的を達し得るのである。結局施行令二十二條は區劃形狀の適當ならざるものありて之を整理する必要ある場合とするの意と解する途もある。既に收用を爲した上の區劃整理は一人施行の區劃整理と解するより外はな

十一

るが爲に沿線地帶の區劃を強ひて改正する必要のない場合に於ける收用を否認する結果となる。少くとも地帶收用反対者に口實を與へる虞がある。例之横町線の場合の如き沿道地帶の建築物を改築し、二十八間の大街路にふさはしい奥行ある建築敷地を造成するには區劃整理をする必要があるとも謂へる。併し之は其の地帶が夫れ自體區劃整理を爲す必要ある場合なるが故建築敷地造成の爲地帶收用をすると云ふことには論理の連絡を缺くのである。少くとも解釋上疑議を生ずる虞がある。現に後藤市長實は都市計畫法制定者たる池田助役は此の理由を以て横町線地帶收用を見合すの論據とした。地帶收用に關する都市計畫法第十六條第二項に規定する積極要件たる建築敷地造成の爲必要なる土地と謂ふに加へて、特に施行令を以て更に土地區劃整理を施行する必要ある場合と限局する理由及必要は認め難い、爲に無用重複の嫌ある點は恕すべしとしても、却て疑議を生ぜしめ折角法律の認めた地帶收用の運用を阻礙する結果を來した。

る。地帶收用其の他の規定を待たず苟も土地區劃整理の爲必
要ある以上如何なる土地をも收用し使用することが出来ると
論する者がある。現行制度の文字解釋は正に其の通りであつ
て立法の不用意と謂ふべきであるが、土地收用法制及各國地
帶收用制度の精神に鑑み到底此の如き廣汎なる收用權を認め
ることは出來ない。現行法も之を第十六條第二項の地帶收用
の規定との關係上縮少解釋をすることが當然である。従つて
土地區劃整理事業の内容たる道路溝渠運河荷揚場小公園の類
の爲必要なる土地は固より土地區劃整理事業に必要な土地
として收用し得るのであるが、一般の地區内の土地は土地區
劃整理事業に必要なりと云ふを得ないので收用し得ないと解
釋するのが正當であると思ふ。之を文字解釋に拘泥し東京都
市計畫土地區劃整理施行地區内如何なる土地でも土地區劃整
理事業の爲必要なりとして收用し得るものと解釋するが如き
は許すべからざる亂暴な結果を來すのであつて探るに足らな
いのである。

十二

地帶收用を爲した土地の賣却貸付に關する規定は被收用者
に優先競争入札權を認むる點の立法上の當否に付き、各國法
制の比較上相當論議の餘地があるが、姑らく茲には問題とし
ない。唯競争入札優先權者が一人なるとき隨意契約を以て
賣却又は貸付するを得る以上は、競争入札優先權者が數人で
ある場合にも收用土地の地目面積等位等を標準として、各人
に割當て得る場合は當然隨意契約で之を賣却貸付し得ること
とすべきである。右の如き規定があれば地帶收用は土地區劃
整理の換地處分と殆ど同一の結果を收めることが出来る。而
も地帶收用の遂行に際して行政廳は豫め收用後の土地處分案
を定めて、之を關係者に内示し其の諒解を得て一定條件の下
に承認を得て圓滿に事業を遂行するの道が開ける。此の種法
制の妙用として行政廳は場合に依り地帶收用に伴ふ莫大の支
出豫算編成の困難を避け得る場合も多からうと思ふ。復興局
は右の如き見地に立つて施行令中改正勅令案を立案し内務省
に昨秋來合議して居るが、不幸にして今日迄賛同を得ない。
困難なる都市計畫事業の執行方法を如何にして容易にし、如
何にして圓滿なる遂行を講ずるかに付て關係當局者に於て一
層の理解と熱心と聰明とがあつて欲しいと謂ふのは吾人のみ
の歎息ではあるまい。

(一四、三、一〇稿)

地帶收用を爲した土地の賣却貸付に關する規定は被收用者
に優先競争入札權を認むる點の立法上の當否に付き、各國法